

# 大阪府における医療的ケア児者等の支援体制の整備

資料4

- 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が増加。
- 平成28年5月25日成立・同年6月3日公布の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」において、地方公共団体に対し、医療的ケア児が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉等の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制整備に関する努力義務が規定された（児童福祉法第56条の6第2項）（本規定は公布日施行）
- 国から「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」（平成28年6月3日関係府省部局長連名通知）が地方公共団体等に発出され、連携体制の構築を推進することになっている。大阪府においては、府、保健所圏域、市町村に各関係機関が集まる協議の場を設置し、関係機関が連携して支援を行う。

## 大阪府医療依存度の高い重症心身障がい児者等支援庁内連絡会議

保健（健康医療部）	医療（健康医療部）	障がい福祉（福祉部）
保育・子育て（福祉部）	教育（教育庁）	その他

大阪府の関係課等の連携

- 関係課等の連携体制の確保
- 日頃から相談・連携できる関係性の構築
- 先駆的に取り組む自治体の事例を参考としつつ推進

### 医療関係（医療機関、事業所など）

- 訪問診療・訪問歯科診療・訪問看護等、在宅医療サービスの基盤整備
- 在宅医療に関わる医師・歯科医師・薬剤師・看護師育成のための研修会の実施
- 移行期医療の概念を取り入れた日常的な診療体制の構築
- 難病対策事業の整備（医療提供・療養生活支援体制、人材育成等）

### 障がい福祉関係（事業所、医療機関など）

- 医療的ケア児者等の実態把握・ニーズ把握
- 障がい者計画等を利用しながら計画的な体制整備
- 登録喀痰吸引等事業者、医ケアに対応できる短期入所や障がい児通所支援事業所等の確保、支援ノウハウの提供
- 医療的ケア児等コーディネーター・支援者の養成
- 就労支援と就労定着支援の充実



### (関係機関等の連携)

- 大阪府医療依存度の高い重症心身障がい児者等支援部会
- 医療的ケア児等コーディネーターの配置
- 大阪府難病児者支援対策会議
- 大阪府立支援学校医療的ケア検討委員会

### 保健関係（保健所など）

- 母子保健施策を通じて把握した医療的ケア児やその保護者等への情報提供
- 難病児者療養生活支援の実施（自立支援事業、訪問・面接・研修・交流会等）

### 保育・子育て関係（保育所、子家Cなど）

- 医療的ケア児保育支援モデル事業・保育所等において、医療的ケア児の受入れが可能となるよう、体制整備に係る経費を一部助成

### 教育関係（学校など）

- 医療的ケア児が安全安心に学校生活を過ごすための実施体制の整備・強化・看護師配置、府立学校における通学支援等